（電子署名）

第二百二十九条　法第三十七条第四項（法第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2　（略）

（水産業協同組合監査士の資格）

第二百三十条　法第八十七条第十項の農林水産省令で定める資格を有する者は、全国連合会が行う資格試験（以下「水産業協同組合監査士試験」という。）に合格した者でなければならない。

2　次の各号に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、法第八十七条第十項の農林水産省令で定める資格を有する。

一・二　（略）

3　（略）

別表第一（第二十条の二第三項第九号及び第四十条の二第一項第七号関係（資産の運用対象が受益証券等の場合））

契約年度	責任準備金残高	予定利率
（略）	（略）	（略）

一～七　（略）

別表第二（第二十条の二第三項第九号及び第四十条の二第一項第七号関係（資産の運用を共済事業実施組合が行っている場合））

契約年度	責任準備金残高	予定利率
（略）	（略）	（略）

一～七　（略）

別表第五（第二百七条第一項第四号関係）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

1　第五十八条第一項第一号に掲げる責任準備金（法第百五条第一項において準用する法第百五条の二十二に定める特別勘定の責任準備金を除く。）について記載すること。

2・3　（略）

別表第六（第二百七条第一項第六号ニ関係）

項目	記載事項
法第百五条第一項において準用する法第十五条の三第一号に係る細目	一～七　（略） 八　法第百五条第一項において準用する法第十五条の三第一号に掲げる額のうち、前各号に掲げる額以外の額の合計額
法第百五条第一項において準用する法第十五条の三第二号に係る細目	（略）

（電子署名）

第二百二十九条　法第三十七条第四項（法第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2　（略）

（水産業協同組合監査士の資格）

第二百三十条　法第八十七条の二第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の農林水産省令で定める資格を有する者は、全国連合会が行う資格試験（以下「水産業協同組合監査士試験」という。）に合格した者でなければならない。

2　次の各号に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、法第八十七条の二第二項の農林水産省令で定める資格を有する。

一・二　（略）

3　（略）

別表第一（第四十八条第一項第五号関係（資産の運用対象が受益証券等の場合））

契約年度	責任準備金残高	予定利率
（略）	（略）	（略）

一～七　（略）

別表第二（第四十八条第一項第五号関係（資産の運用を共済事業実施組合が行っている場合））

契約年度	責任準備金残高	予定利率
（略）	（略）	（略）

一～七　（略）

別表第五（第二百七条第一項第四号関係）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

1　第五十八条第一項第一号に掲げる責任準備金（法第百条の八第一項において準用する法第十五条の十五に定める特別勘定の責任準備金を除く。）について記載すること。

2・3　（略）

別表第六（第二百七条第一項第六号ニ関係）

項目	記載事項
法第百条の八第一項において準用する法第十五条の三第一号に係る細目	一～七　（略） 八　法第百条の八第一項において準用する法第十五条の三第一号に掲げる額のうち、前各号に掲げる額以外の額の合計額
法第百条の八第一項において準用する法第十五条の三第二号に係る細目	（略）